

一復第一〇二一號

沖繩遷送遺骨に對する死亡時給與の支拂及び遺留品中の貯金
通帳通貨の取扱について

昭和二十二年四月十二日

第一復員局文書課長

熊本地方世話部長殿

一復第一〇一六號により沖繩に遷送せらるべき遺骨に對する死亡時
給與金の支拂及び遺留品中の貯金通帳通貨の取扱は左記により實施
せられたい

一死亡時給與金の支拂

- 1 一復第一〇一六號別紙第二項の表にもとづき算定しその内容を
明示して沖繩財團理事長へ一括現金にて支給する
- 2 この際理事長より各遺族等正當受領人に交付したことを證すべ

き書類を添付して報告を提出する旨の誓約書を徴する

3 決算證明に添付すべき證憑書としては一復第一〇一六號別紙覺書の寫沖繩財團理事長の下附願及び誓約書沖繩人聯盟並に沖繩縣知事代理の副申書等を編綴する

註覽書の寫は貴部にて作成せられたい下附願等は財團より貴部に提出するはづである

4 本件についての資金は復員局から熊本地方世話部に對し別途交付するから速かに請求することを要する

註1 資金の請求にあつては手當及給與金(目) 死歿者給與費(節) (葬祭料四〇圓死亡賜金二七〇圓) 族費(目) 死歿者給與費(節) (遺族出頭旅費二七〇圓)の區分を誤らぬよう注意する

2 在外者給與規程第九條四の未支給々與は實施しない

三 貯金通帳通貨等の取扱

貯金は個人の動産として一般遺留品

遺留品中の郵便貯金通帳及び通貨は個人の動産として一般遺留品
と同一に取扱う

向郵便貯金通帳については沖縄財團よりの要求によつて同財團に
一括引渡してもよい

通帳先 熊本地方世話部

寫 熊本世話部沖縄班、西復連、榮務部、文書課

道。様に
道場金は新聞に交換
が旧円紙は満文券分のみは別
ところが沖縄は通貨改革を
いまでは物となり
ひまわりと考へます

東京小津納

東京小津納